

判決年月日	平成21年 8 月18日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年（ネ）10086号		
○ 特許発明の独占的通常実施権者 A との間で通常実施権の実施許諾契約を締結した者 B の債務不履行により同契約が解約された後，B が同発明の実施品を販売する行為が A に対する債務不履行となるとして損害賠償請求が認められた事例			

（関連条文）民法 4 1 5 条

1 本件は， 控訴人 X₁ 及び控訴人 X₂ の共有に係る特許権につき，同控訴人らから独占的通常実施権の許諾を受けた控訴人 X₃ が，被控訴人 Y との間で，特許発明の実施許諾契約（本件ライセンス契約）を締結したが，Y がライセンス料を支払わなかったため，本件ライセンス契約を解約したなどと主張して，Y に対し，本件ライセンス契約に基づき，未払ライセンス料及び損害賠償として本件ライセンス契約が解除されなければならぬと主張し，X₁ 及び X₂ が，Y に対し，特許権に基づき，本件特許発明の実施品の販売等の差止め及び特許権侵害による不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。

原審の東京地裁は，控訴人ら主張に係る本件ライセンス契約の解約を認めた上で，上記につき，認定に係る限度で未払ライセンス料の支払を認めたが，実施料相当額の損害賠償請求は棄却し，上記につき，販売等の差止め及び認定に係る限度で損害賠償請求を認めた。

これに対し，控訴人らは，金銭請求に係る敗訴部分を不満として控訴し，また，X₁ 及び X₂ は，控訴審において，特許権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求額を拡張した。

2 本判決は， X₃ の請求につき，未払ライセンス料の支払請求部分については原判決と同額と認定したが，本件ライセンス契約に基づく実施料相当額の損害賠償請求については，下記のとおり判示してその認定額の限度で認め， X₁ 及び X₂ の特許権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求については控訴審における請求の拡張に応じてその認定額を増額してその限度で認めた。

「本件ライセンス契約は平成 1 9 年 1 1 月 1 0 日をもって解約されているにもかかわらず，Y がそれ以降も Y 商品の前記認定のとりの売上げ... が可能であったのは，X₃ から本件ライセンス契約に基づいて購入していた本件抽出物を使用して，既に本件ライセンス契約に基づくものとしては許されなくなっていた Y 商品をその約旨に違反して本件ライセンス契約終了後も製造・販売したためであったと認められるのであって，このような場合においては，Y は，少なくとも，本件ライセンス契約が Y の債務不履行により解約されなければ支払わなければならない実施料相当額を，本件ライセンス契約の債務不履行に基づく損害賠償として支払わなければならないというべきである。」，「そして，X₃ の損害賠償請求と特許権者である X₁ 及び X₂ の特許権侵害による不法行為に基づく各損害賠償請求との関係は，X₃ と X₁ 及び X₂ ごとに，いわゆる『不真正連帯債権』の関係に立つものと解される。」